

上下水道局建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、徳島市上下水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「入札」という。)に参加する者について必要な資格、資格審査の申請の時期及び方法等について、必要な事項を定めるものとする。

(要綱規定の準用)

第2条 徳島市の建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱(以下「徳島市建設工事審査要綱」という。)第2条から第9条までの規定は、上下水道局建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同要綱の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる徳島市建設工事審査要綱	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条第1項	市長	徳島市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)
	ただし、市長が	ただし、管理者が
第3条第1項第17号	市長	管理者
第3条第2項	市長	管理者
第3条第3項	第1項	第1項第8号
	申請書及びこの要綱に掲げる書類	委任状及びその他管理者が特に必要とする書類
	市長	管理者
第3条第4項	徳島県知事に	徳島県知事、徳島市が個別に必要とする書類(以下「個別審査書類」という。)については、第1項の規定にかかわらず、徳島市長に
第4条第1項及び2項	市長に前条第1項に規定する書類(共通審査書類を除く。)を提出するものとする。	市長に前条第1項に規定する書類(共通審査書類を除く。)、管理者に前条第1項第8号に規定する書類を提出するものとする。
第5条第1項	市長	管理者
	必要な等級に区分して資格に関する格付けを行うものとする。	必要な等級に区分して資格に関する格付けを行うものとする。ただし、徳島市が徳島市建設工事審査要綱第5条の規定に定める方法により審査をした資格に関する格付け結果(以下「徳島市の審

		査結果」という。)は同条について適用する。
第5条第1項第2号	市長	管理者
第5条第3項	市長	管理者
第6条の2第1項	市長は、	管理者は、徳島市の審査結果以外に資格審査を行った者に対し、
	市長	管理者
第6条の2第2項	市長	管理者
第7条第1項	市長に提出しなければならない。	管理者に提出しなければならない。ただし、管理者が特に必要ないと認める場合は、この限りでない。
第7条第1項第6号	市長	管理者
第8条第1項、第2項	市長は、第2条各号又は次の各号の一に該当すると認められる者	管理者は、第2条各号又は次の各号の一に該当すると認められる者又は徳島市が徳島市建設工事審査要綱第8条の規定に基づき資格を取り消した者
第8条第2項	市長	管理者
第9条	市長	管理者

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成19年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に指名競争入札に参加する資格を有する者は、この要綱の施行の日から県内業者にあつては平成19年5月31日まで、県外業者にあつては平成20年5月31日までは、この要綱に基づく資格を有する者とみなす。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成20年12月15日から施行する。
- 2 この改正後の水道局建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱第4条第1項の規定にかかわらず、平成21年において、徳島県の区域内に主たる営業所を有するものについては、同年1月15日から同年2月16日まで（土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の期間に競争入札参加資格審査申請書を提出するものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成29年12月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に入札に参加する資格を有する者は、この要綱の施行の日から平成31年5月31日まで、改正後の水道局建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格

審査要綱に基づく資格を有する者とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に入札に参加する資格を有する者は、この要綱の施行の日から平成 31 年 5 月 31 日まで、改正後の水道局建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱に基づく資格を有する者とみなす。

附 則

この要綱は、令和元年 12 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。